

議第117号

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次および章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第12条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第13条）

第5章 雑則（第14条）

付則

第1章 総則

第1条中「」第28条の2第1項および第2項、第28条の3ならびに」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項および第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項までならびに第28条の7、」に改め、「第43条第3項」の右に「ならびに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「保健所、総合病院その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する」を削り、「にあつて」を「（滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）第1条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。）の定年」に、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の右に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項および次項において同じ。）（第9条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条各号に掲げる職をいう。以下この条および次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項または第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて知事と協議し、人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の右に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の右に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員および第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（医師および歯科医師が占める職その他その職務と責任に特殊性があることまたは欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。

- (1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第9条第1項、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）第10条の2第1項または滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）第5条の規定により管理職手当を支給する職
- (2) 警視または警部の階級にある滋賀県警察の警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項および第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任または転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条および第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）および当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階または当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下この項において「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下この項において「特定任命」という。）」と、同項第1号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任または転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条および第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を行う」とあるのは「特定任命を行う」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等を行った」とあるのは「特定任命を行った」と、「降任等」とあるのは「降任等を行う」と読み替えるものとする。
（管理監督職勤務上限年齢による降任等および管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、知事と協議し、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができ

る。

- (1) 当該職員の職務が高度の知識、技能または経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職員の職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職員の職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項またはこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、知事と協議し、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力および当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、または当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、もしくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項もしくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、または前項もしくはこの項の規定により異動期間（前3項またはこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規

定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合および同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の短縮)

第11条 任命権者は、第9条第1項または第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間を短縮することができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年に関する経過措置）」を付する。

付則第5項を付則第9項とし、付則第4項を付則第8項とし、付則第3項を付則第7項とし、付則第2項の次に次の4項を加える。

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に

掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

- 4 前項の規定は、滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第 号）第1条の規定による改正前の滋賀県職員の定年等に関する条例（次項において「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条本文の規定の適用を受けるものについては、適用しない。

（情報の提供および勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員ならびに第3条ただし書および旧定年条例第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供および勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- 6 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用および給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第2条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再

任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項、第5条および第11条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および」を削り、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条および第21条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員

第3条第8号を同条第7号とする。

第10条中「次」を「第2条第1号から第3号まで」に改め、同条各号を削る。

第15条の表第4条第6項の項および第15条第4項の項を削り、同表第15条第5項第1号の項中「育児休業条例」を「滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）」に改める。

第16条の表第6条第6項の項を削る。

第21条を削る。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第21条とする。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

付則第5項を付則第6項とし、付則第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、付則第1項

の次に次の1項を加える。

(給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

- 2 育児短時間勤務職員等に対する給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定の適用については、これらの規定中「」とする」とあるのは、「」に、職員勤務時間条例第2条第2項、学校職員勤務時間条例第3条第2項または警察職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年滋賀県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「を除く」を「(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く」に改め、同項第2号中「地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用される職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 滋賀県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

(滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年滋賀県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(滋賀県職員の分限に関する条例の一部改正)

第8条 滋賀県職員の分限に関する条例(昭和31年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「ならびに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第4条中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

付則に次の2項を加える。

- 4 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「給与条例」という。）付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。）付則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは「ならびに滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）付則第17項または滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）付則第17項の規定による降給とする」とする。
- 5 第6条第2項の規定は、給与条例付則第17項または学校職員給与条例付則第17項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（職員の懲戒の手續および効果に関する条例の一部改正）

第9条 職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の右に「その発令の日現在において受けるべき」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

（滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正）

第10条 滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項および第5項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第6項を次のように改める。

- 6 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項、第15条第2項および第23条の2第2項において「短時間勤務職員」という。）のうち、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職

員の属する職務の級に応じた額に、職員勤務時間条例第2条第3項、学校職員勤務時間条例第3条第3項または警察職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間（次項、第29条第2項および第33条において「職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間」という。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条に次の1項を加える。

- 7 短時間勤務職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第4条の規定により採用された職員の給料月額、前条および第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、職員勤務時間条例第2条第4項、学校職員勤務時間条例第3条第4項または警察職員勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第5条第1項および第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第11条第1項第1号中「以下」の右に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「。以下」の右に「この条において」を、「（以下）の右に「この項、次項および第7項において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号および次項において」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の右に「この号において」を加える。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号および同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号および第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第2項中「第9条の2」を「第4条第3項から第5項までおよび第5条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第9条の2」に改め、「、再任用職員および」を削り、「には」を「については、」に改める。

第38条の表第15条第4項の項を削る。

付則第19項を付則第29項とし、付則第18項を付則第28項とし、付則第17項の前の見出しを削

り、同項中「給料月額（）」の右に「付則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第19項、第21項、第23項または第24項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。」を加え、同項ただし書中「および勤務1時間当たりの給与額」を「、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）第3条の規定により給与から減ずる額」に改め、同項を付則第27項とし、付則第16項の次に次の見出しおよび10項を加える。

（給料月額に関する特例）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第19項および第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員
- (2) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第9条第1項または第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- (3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師
- (4) 滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項および付則第21項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 21 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第4号イに規定する公安職俸給表（1）に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 22 付則第20項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第20項中「前項」とあるのは「付則第21項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。
- 23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項および付則第20項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 24 付則第19項、第21項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第19項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 25 付則第19項、第21項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）および付則第15項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第19項、第21項、第23項または第24項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 26 付則第17項から前項までに定めるもののほか、付則第17項の規定による給料月額、付則第19項の規定による給料その他付則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第4アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第4イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第4ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職

員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

別表第5再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

(滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第11条 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項ただし書中「次項第4号ア」を「次項第5号ア」に改める。

第39条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正)

第12条 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項もしくは第28条の5第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第4条の規定により採用された職員を除く。」を削り、同条第2項中「が18日」を「（法令または条例もしくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月の日数（滋賀県の休日定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改め、同項ただし書中「地方公務員法」の右に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

第4条第2項中「以下」を「次条第2項、第5条の4および第6条の4第1項において」に改める。

第5条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の2第1項中「退職した者」の右に「（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2および付則第13項において「特定任命」という。））」

により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第5条の3の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2および付則第13項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。))」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料の月額の減額改定(給料の月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されること」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定する俸給月額の減額改定」と、「給料の月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料の月額を支給されることとなつた場合を含む。))」と、「給料の月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項ならびに前条の表第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2各号列記以外の部分中「第5条の2第1項」の右に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」を加え、同条第1号中「特定減額前給料月額」の右に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。))」を加える。

第6条の3の表第6条の2の項中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項(」に、「同条」を「第5条の3」に改め、同表第6条の2第1号の項を次のように改める。

第6条の2第1号	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。以下この号および次号において同じ。)および特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規
----------	---	---

		則で定める割合を乗じて得た額の合計額
--	--	--------------------

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「(以下」の右に「この項および第5項において」を加える。

第6条の5第1項中「第5条の2」の右に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第13条第1項第1号および第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出しおよび同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号および第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項および第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第2項から第17項までを削る。

付則第18項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(次項において「旧専売公社」という。)」に、「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(次項において「旧電信電話公社」という。)」に改め、「おいて」の右に「これらを」を加え、同項を付則第2項とする。

付則第19項中「第4条」を「(昭和59年法律第71号)第4条」に、「第5条」を「(昭和59年法律第87号)第5条」に、「第2条第2項」を「(昭和28年法律第182号)第2条第2項」に改め、同項を付則第3項とする。

付則第20項中「で旧日本国有鉄道」を「で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設

立された日本国有鉄道（以下この項、次項および付則第9項において「旧日本国有鉄道」という。）に改め、同項を付則第4項とし、付則第21項を付則第5項とする。

付則第22項中「条例第33号」を「滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号。次項および付則第8項において「昭和48年改正条例」という。）」に、「第5条の3」を「第5条の3の2までおよび付則第18項から第26項」に、「付則第22項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第23項中「条例第33号」を「昭和48年改正条例」に改め、「第5条の2」の右に「（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）および付則第21項から第24項まで」を加え、同項を付則第7項とする。

付則第24項中「条例第33号」を「昭和48年改正条例」に改め、「第5条」の右に「または付則第19項」を加え、「付則第22項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第25項中「以下」の右に「この項において」を加え、「附則第25条」を「附則第13条」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第26項および第27項を削る。

付則第28項中「（以下）」を「（次項において）」に改め、「。以下」の右に「この項および次項において」を加え、同項を付則第10項とし、付則第29項を付則第11項とし、付則第30項を付則第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の変額改定をいう。）によりその者の俸給月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の俸給月額が変額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令またはこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

付則第31項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を付則第14項とし、付則第32項を付則第15項とし、付則第33項を付則第16項とする。

付則第34項中「付則第17項」を「付則第27項」に改め、同項を付則第17項とする。

付則に次の9項を加える。

18 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第18項」とする。

19 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者および同項または同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用す

る。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「または第5条」とあるのは、「、第5条または付則第19項」とする。

20 前2項の規定は、定年条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

21 滋賀県職員等の給与等に関する条例付則第17項の規定による職員の給料月額の変更（次項および第24項において「給料月額7割措置」という。）は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。

22 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第5条の2第1項に規定する理由（給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合および当該減額をされた日（以下この項において「7割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（当該特別特定減額日が7割措置減額日より前のものであつて、当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えるものに限る。）（以下この項および次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額改定されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項および次項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項および次項において同じ。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が7割措置前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した

割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合

23 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のアまたはイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該アまたはイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額および7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から同項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額および退職日給料月額に60から同項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

24 当分の間、前2項の規定の適用を受ける者以外の給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、任用の事情を考慮して前2項の規定の適用を受ける者との権衡上必要があると認められる者に対する退職手当の基本額は、第5条の2の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて計算した額とする。

25 当分の間、第4条第1項第3号ならびに第5条第1項第3号、第5号および第6号に掲げる者に対する第5条の3、第5条の3の2および第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達したことにより退職することとなる日から1年前」とあるのは「定年（定年条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する医師および歯科医師にあつては65歳とする。）に達する日の属する年度の前年度の3月31日」と、第5条の3の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（定年条例第3条ただし書に規定する医師および歯科医師以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する医師および歯科医師にあつては65歳とする。））」とする。

26 当分の間、第5条第1項第2号および第4号に掲げる者であつて、第5条の3の規定の適用を受けるものに対する付則第22項および第23項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
付則第22項第1号	および特別特定減額前給料月額	ならびに特別特定減額前給料月額および特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
付則第22項第2号	および7割措置前給料月額	ならびに7割措置前給料月額および7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
付則第22項第2号イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額および特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
付則第22項第3号	給料月額に、	給料月額および給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、
付則第22項第3号イ	7割措置前給料月額	7割措置前給料月額および7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
付則第23項	前項の	付則第26項の規定により読み替えて適用する前項の

	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額および特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	7割措置前給料月額	7割措置前給料月額および7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額
	および退職日給料月額	ならびに退職日給料月額および退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数に応じて100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第13条 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第14条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「道路（以下）の右に「この条において」を加え、「料金（以下）」を「料金（第3号において）」に改め、同条第2号中「）、自転車」を「以下この条において同じ。）または自転車」に、「自動車等」を「この条において「自転車等」に、「自動車等を」を「自動車または自転車等を」に改め、同条第3号中「かつ、自動車等」を「かつ、自動車または自転車等」に、「または自動車等」を「または自動車もしくは自転車等」に改める。

第19条第1項中「この条」を「この項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第24条第2項中「第28条の4第1項の規定により採用された職員または同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第26条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則第3項中「が18日」を「（法令または条例もしくはこれに基づく企業管理規程により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月の日数（滋賀県の休日をも定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」に改める。

（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第15条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第5条第2項、第6条および第12条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第13条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および」を削り、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第19条および第22条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第16条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項および第5項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第6項を次のように改める。

- 6 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項および第24条において「短時間勤務職員」という。）のうち、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条に次の1項を加える。

- 7 短時間勤務職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

第18条第1項または滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第4条の規定により採用された職員の給料月額は、第4条および第1項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、学校職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第7条第1項および第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項第1号中「以下」の右に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「。以下」の右に「この条において」を、「（以下）の右に「この項、次項および第7項において」を加え、「とした」を「ものとした」に改め、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下」を「次項において」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号および次項において」に改め、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の右に「この号において」を加える。

第17条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号および第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の3第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条中「第11条、」を「第6条第3項から第5項までおよび第7条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第11条、」に改め、「、再任用職員および」を削り、「には」を「については、」に改める。

第36条の表第19条の3第2項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第17項の見出しを削り、同項中「給料月額（」の右に「付則第17項の規定の適用を受ける職員にあつては、同項の規定により受ける給料月額（付則第19項、第21項または第22項の規定による給料を支給される職員にあつては、当該給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）。」を加え、同項ただし書中「および勤務1時間当たりの給与額」を「、勤務1時間当たりの給与額および職員の懲戒の手續および効果に関する条例（昭和26年滋賀県条例第52号）第3条の規定により給与から減ずる額」に改め、同項を付則第25項とする。

付則第16項の次に次の見出しおよび8項を加える。

（給料月額に関する特例）

17 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項ま

でならびに第7条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

18 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 滋賀県職員の定年等に関する条例（昭和59年滋賀県条例第5号）第9条第1項または第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員

(3) 滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

19 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および付則第21項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第17項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

20 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

21 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第17項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第19項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項および前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 付則第19項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則

で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

23 付則第19項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第13条の3第1項および第19条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第19項、第21項または第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

24 付則第17項から前項までに定めるもののほか、付則第17項の規定による給料月額、付則第19項の規定による給料その他付則第17項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

(滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第17条 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

2 学校職員条例付則第19項、第21項または第22項の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と学校職員条例付則第19項、第21項または第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第18条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項または第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項、第5条および第11条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第12条第2項中「地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および」を削り、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条および第21条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(滋賀県職員の再任用に関する条例の廃止)

第19条 滋賀県職員の再任用に関する条例（平成13年滋賀県条例第8号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条中滋賀県職員退職手当条例第2条第2項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）ならびに同条例第10条第2項、第4項および第11項の改正規定ならびに同条例付則第25項の改正規定（「以下」の右に「この項において」を加え、「附則第25条」を「附則第13条」に改める部分に限る。）および同条例付則第31項の改正規定（「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）ならびに第14条中滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例付則第3項の改正規定ならびに付則第9条および第18条の規定は、公布の日から施行する。

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の滋賀県職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項または第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限または同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限またはこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の滋賀県職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、知事と協議し、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）

が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項もしくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項または前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。

- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（滋賀県職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条および次条において「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項または前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）または暫定再任用（この項もしくは次項または次条第1項もしくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考によ

り、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期またはこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者またはこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項もしくは第2項または次条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項および次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条から付則第8条までにおいて同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職および施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を

占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。付則第8条において同じ。)に達している者(新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職および年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職および年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条および第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条および第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職ならびに条例で定める者および職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第3条および第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(滋賀県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日および令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）およびこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項または第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第13条の規定により採用することができず、新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第13条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、または転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員に対する第2条の規定による改正後の滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（以下「新職員勤務時間条例」という。）第12条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員を」とする。

第11条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、新職員勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員勤務時間条例の規定を適用する。

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第4条の規定による改正後の滋賀県職員の育児休業等に関する条例（以下「新育児休業条例」という。）第21条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

(滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第6条の規定による改正後の滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「新公益的法人等派遣条例」という。）第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新公益的法人等派遣条例の規定を適用する。

(滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第7条の規定による改正後の滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下「新人事行政公表条例」という。）第2条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新人事行政公表条例の規定を適用する。

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第15条 第10条の規定による改正後の滋賀県職員等の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）付則第17項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第16条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条、次条、付則第20条および第24条において同じ。）（新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条、付則第20条および第24条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項および次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条および付則第24条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される滋賀県職員等の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第2項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条第2項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（以下「職員勤務時間条例」という。）第2条第3項、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条第3項または滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 5 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同条第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同条第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。
- 6 給与条例第4条第3項ならびに第5条第2項および第4項から第6項までならびに新給与条例第4条第4項および第5項ならびに第5条第1項および第3項の規定は暫定再任用職員について、給与条例第9条の2から第10条の2まで、第10条の4、第10条の5、第12条の2および第12条の3の規定は暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員については、適用しない。
- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用職員に対する第12条の規定による改正後の滋賀県職員退職手当条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。」とする。

第18条 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員は、第13条の規定による改正後の滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第2条第4項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新企業職員給与条例の規定を適用する。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条、第7条、第9条、第11条および第23条の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。

2 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対する第15条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（以下「新学校職員勤務時間条例」という。）第13条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項または第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を」とする。

第22条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、新学校職員勤務時間条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間条例の規定を適用する。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第23条 第16条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下「新学校

職員給与条例」という。)付則第17項から第24項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第24条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項および次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(以下「学校職員給与条例」という。)第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、学校職員給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される学校職員給与条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、学校職員給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第17条第3項の規定を適用する。

5 新学校職員給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。

6 学校職員給与条例第6条第3項ならびに第7条第2項および第4項から第6項までならびに新学校職員給与条例第6条第4項および第5項ならびに第7条第1項および第3項の規定は暫定再任用職員について、学校職員給与条例第11条、第11条の2、第11条の4、第13条の2およ

び第13条の2の2の規定は暫定再任用短時間勤務職員以外の暫定再任用職員については、適用しない。

- 7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第17条の規定による改正後の滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「新特別措置条例」という。）第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、新特別措置条例の規定を適用する。

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 令和3年改正法附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員に対する第18条の規定による改正後の滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（以下「新警察職員勤務時間条例」という。）第12条第2項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員等を」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員等および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項または第2項の規定により採用された職員を」とする。

第27条 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項の規定により採用された職員は、新警察職員勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員勤務時間条例の規定を適用する。

(滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第28条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「新条例第3条から第5条まで」を「滋賀県職員退職手当条例第3条から第5条までまたは付則第18項もしくは第19項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「第5条の3」を「第5条の3の2までおよび付則第18項から第26項」に改める。

付則第6項中「に新条例」を「に滋賀県職員退職手当条例」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2（同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）および付則第21項から第24項まで」に改める。

付則第7項中「新条例第5条」を「滋賀県職員退職手当条例第5条または付則第19項」に改める。

付則第8項中「新条例」を「滋賀県職員退職手当条例」に、「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

付則第14項中「対する新条例」を「対する滋賀県職員退職手当条例」に、「、新条例」を「、同条例」に、「第5条の3」を「第5条の3の2」に改め、同項第1号中「新条例」を

「滋賀県職員退職手当条例」に改める。

付則第40項および第41項を削る。

(滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第29条 滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年滋賀県条例第80号）の一部を次のように改正する。

付則第12項中「付則第22項」を「付則第6項」に改める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第30条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第78号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「、新条例」を「、滋賀県職員退職手当条例」に、「第5条の3」を「第5条の3の2」に、「ならびに付則第22項から第24項」を「ならびに付則第6項から第8項」に改める。

付則第17項および第18項を削る。